

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合せ
市史編さん委員会	2月5日(月) 14:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	市史編さん事業について	生涯学習課文化財係 (☎042-387-9879)
地域自立支援協議会	2月7日(水) 17:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	障害者計画について	自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9848)
土地開発公社評議員会	2月8日(木) 14:00～	市役所本庁舎 3階第一会議室	土地開発公社事業計画について ほか	土地開発公社事務局 (☎042-387-9851)
スポーツ推進審議会	2月8日(木) 18:00～	市役所西庁舎 2階第五会議室	スポーツ振興施策について	生涯学習課スポーツ振興係 (☎042-386-2462)
在宅医療・介護連携推進会議	2月8日(木) 19:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	医療と介護の連携について ほか	介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)
行財政改革審議会	2月8日(木) 19:30～	市役所本庁舎 3階第一会議室	行財政改革の推進について	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9826)
廃棄物減量等推進審議会	2月13日(火) 14:00～	野川クリーンセンター	一般廃棄物処理計画の策定について ほか	ごみ対策課減量推進係 (☎042-387-9854)
認知症施策事業推進委員会	2月21日(水) 19:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	認知症施策の検討について ほか	介護福祉課包括支援係 (☎042-387-9845)
精神保健福祉連絡協議会	2月22日(木) 14:00～	市役所第二庁舎 8階801会議室	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ほか	自立生活支援課相談支援係 (☎042-387-9841)

※傍聴については事前にお問い合わせください

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象

令和5年1月～12月に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料および国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告、市・都民税の申告の際には、忘れずに納付額を記入してください。

【国民健康保険税】

年金から天引きされている方は「国民健康保険税納税通知書」の令和5年2月～12月の保険税額で、それ以外の方は「国民健康保険税納税通知

書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。
【納税課管理係】 (☎042-387-9825)

【後期高齢者医療保険料】

年金から天引きされている方は「後期高齢者医療保険料賦課決定通知書」の下部(後期高齢者医療保険料納入通知書)の特別徴収のうち令和5年2月～12月の保険料額で、口座振替の方は同通知の普通徴収の保険料額または預・貯金通帳で、それ以外の方は「後期高齢者医療保険料納入通知書」でご確認ください。領収書等の添付は不要です。
【介護保険料】 (☎042-387-9834)

【国民年金保険料】

令和5年1月～12月に納めた過年度分や家族の分も対象となります。
 11月上旬または2月上旬に日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)や領収証書の添付が義務づけられていますので、申告の際は必ず添付してください。
【立川年金事務所】 (☎042-10352)

情報公開制度・個人情報保護制度を紹介します

開かれた市政を実現するために
 〈情報公開制度〉

【情報公開制度とは】

市が保有する情報を、求めに応じて原則として公開し、公正で透明な市政を推進する制度です。市が保有する情報は、どなたでも市政情報の公開請求をすることができます。

【公開の対象となる市政情報】

職員が職務上作成し、または取得した文書、パソコンなどで作成した電磁的記録、その他これらに類するもので、市が保有しているもの。

【公開できない市政情報】

- 次の情報は公開されないことがあります。
- ▷法令などにより、公開できない情報
- ▷個人に関する情報
- ▷法人などの情報で正当な利益を著しく害すると認められる情報
- ▷市政運営の執行に著しい支障が生じることが明らかに認められる情報
- ▷公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じることが明らかな情報

【公開請求の方法】

市政情報公開請求書を情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)まで提出してください。

郵送や東京電子自治体共同運営サービスでの電子申請による請求もできます。

【公開の決定】

請求を受けた日の翌日から原則7日(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)以内に公開・一部公開・非公開の区分で決定し、書面で通知します。

【公開に必要な費用】

- ▷電子複写機による写しは、コピー1枚10円
- ▷その他の写しは、写しの作成に要する費用

個人の権利や利益を守るために
 〈個人情報保護制度〉

【個人情報保護制度とは】

個人情報を含めた情報のデジタル化を促進するため、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした改正個人情報保護法が、全国共通ルールとして令和5年4月1日より適用されています。

市が保有している個人情報について、保有・取得・保管・管理・利用・提供等に関するルールが市に課され、また自己の情報について、開示・訂正・利用停止請求できる権利があります。

【個人情報を適正に取り扱うために】

保有・取得に関する主なルール

法令の定める所掌業務または業務を遂行するため必要な場合に限り保有し、かつその利用目的をできる限り特定します。

本人の個人情報を取得する場合、原則としてあらかじめ本人に対し、その利用目的を明示します。

偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。

保管・管理に関する主なルール

保有個人情報の漏えい等の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

業務を通して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しません。

保有する個人情報が、過去または現在の事実と合致するよう努めます。

利用・提供に関する主なルール

原則として、市は利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供しません。

【自己情報の開示等請求の内容】

- ▷開示請求

- ▷訂正請求(追加・削除を含む)

- ▷利用停止請求

【開示できない主な情報等】

本人に開示することが原則ですが、次の情報等が含まれている場合、開示されません。

- ▷本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報

- ▷本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- ▷市が行う事務または事業に関する情報であって、事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

【自己情報の開示等請求の方法】

情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)へ本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参のうえ、本人が来庁されるか、本人からの郵送による請求または代理人による請求もできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【開示等請求の決定】

開示請求は請求を受けた日の翌日から原則7日以内、訂正・利用停止請求は請求を受けた日の翌日から原則20日以内(いずれも土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)に決定し、書面で通知します。

【開示に必要な費用】

- ▷電子複写機による写しは、コピー1枚10円
- ▷その他の写しは、写しの作成に要する費用

—◇共通◇—

情報公開決定および保有個人情報開示等決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に不服申し立て(審査請求)ができます。この場合、当該決定は原則として第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て最終の決定となります。

【総務課情報公開係】 (☎042-387-9926)